

# 建設工事の最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の一部改正について（お知らせ）

令和8年6月16日  
企画財政部技術監理課

現在、建設工事の最低制限価格制度及び低入札価格調査制度は、各要領に基づき算出しておりますが、下記のとおり最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の一部を改正しましたのでお知らせします。

## 1 改正内容

最低制限価格の算定（下松市建設工事に係る最低制限価格に関する要領）及び調査基準価格の設定（下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領）に用いる係数を下記のとおり改正します。

| 区分    | 改正前（現行） | 改正後     | 対象工事                                   |
|-------|---------|---------|--|
| 共通仮設費 | 9/10    | 10/10   | ・土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）   |
| 一般管理費 | 7/10    | 7.5/10  | ・営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事） |
| 機器単体費 | 9.2/10  | 9.55/10 | ・土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）           |

※直接工事費、現場管理費に用いる係数の改正はありません。

## 2 改正する要領

- ・下松市建設工事に係る最低制限価格に関する要領
- ・下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領

## 3 施行期日

令和8年7月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。